

# 総務文教常任委員会審査日程

日 時 令和8年3月12日（木）

午前9時から

場 所 第1委員会室

## ～審査内容～

- 1 議案第25号 山陽小野田市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について (総務)
- 2 議案第26号 山陽小野田市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について (人事)
- 3 議案第28号 山陽小野田市津布田一丁田地区かんがい排水施設維持管理運営基金条例等を廃止する条例の制定について (財政)
- 4 議案第32号 山陽小野田市県収入証紙購入基金条例を廃止する条例の制定について (出納)
- 5 議案第33号 山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について (学教)
- 6 議案第27号 山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について (消防)

※ 審査内容6は、午後1時から行います。

## 山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の 制定について

### 1 改正理由

学校運営協議会の委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に規定される特別職の非常勤地方公務員の身分を有することから、条例でこれを定め報酬を支払うための所要の改正を行う。

また、現条例は地方自治法第203条の2第4項の規定に基づいているが、法改正により項ずれが生じていること、及び先の12月議会において日当を廃止したことに伴い関係条文の整理が必要となったことから、これらを併せて所要の改正を行う。

### 2 改正内容

(1) 法改正による項ずれを改める。

→第1条の改正

(2) 報酬を受ける非常勤職員に学校運営協議会の委員を加え、これを引用している条文の項ずれを改める。

→第2条第1項、第3条第1項及び第2項の改正

(3) 報酬の額（年額3,000円）を定める。

→別表（第3条関係）の改正

(4) 12月議会において日当を廃止したことに伴い関係条文を整理するもの。

→第4条第4項及び第5項を削る。

(5) 年額の報酬について定める。

→第5条の改正及び第6条から第8条までの条ずれの改正

### 3 施行日

令和8年4月1日から施行する。